## 平成28年度第2回大和市都市計画審議会 会議要旨

- 1 日 時 平成28年7月25日(月曜日)10時00分~11時45分
- 2 場 所 大和市役所 5階 全員協議会室
- 3 出席者 委員 15人

(中林会長、野澤委員、栗山委員、中川委員、小菅委員、松本委員、井上委員、 古谷田委員、佐藤委員、山田委員、久保委員、臼井委員、大谷委員、小林委員、 高橋委員)

事務局 8人

(街づくり計画部長、他担当5人 関連課4人)

- 4 傍聴人数 3人
- 5 議 題 (1) 大和都市計画 用途地域の変更について (諮問)
  - (2) 大和都市計画 防火地域及び準防火地域の変更について (諮問)
  - (3) 大和都市計画 下水道の変更について (諮問)
  - (4) 大和市立地適正化計画の策定について(中間報告)
- 6 会議録 別紙のとおり
- 7 会議資料 次第、委員名簿(裏面会議録署名委員輪番表)、座席表 (議題説明用)
  - (1) 大和都市計画 用途地域の変更について (諮問)
    - ・・・【資料1-1】、【資料1-2】
  - (2) 大和都市計画 防火地域及び準防火地域の変更について (諮問)
    - ···【資料1-1】、【資料1-2】
  - (3) 大和都市計画 下水道の変更について (諮問)
    - ・・・【資料1-1】、【資料1-2】
  - (4) 大和市立地適正化計画の策定について(中間報告)
    - ・・・【資料2】

(報告事項説明用)

- (1)「大和都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等に関する都 市計画(第7回線引き見直し)」について(報告)
  - · · · 【資料3】、【参考資料】

## <議題>

- (1) 大和都市計画 用途地域の変更について (諮問)
- (2) 大和都市計画 防火地域及び準防火地域の変更について (諮問)
- (3) 大和都市計画 下水道の変更について (諮問)
- (4) 大和市立地適正化計画の策定について(中間報告)

## <結果>

- (1) 大和都市計画用途地域の変更について、審議の結果、諮問案のとおり答申する。
- (2) 大和都市計画防火地域及び準防火地域の変更について、審議の結果、諮問案のとおり答申する。
- (3) 大和都市計画下水道の変更について、審議の結果、諮問案のとおり答申する。
- (4) 大和市立地適正化計画の策定について、中間報告を行った。

### <審議経過等>

- (1) 大和都市計画 用途地域の変更について (諮問)
- (2) 大和都市計画 防火地域及び準防火地域の変更について (諮問)
- (3) 大和都市計画 下水道の変更について (諮問)
- (4) 大和市立地適正化計画の策定について(中間報告)

~議題(1)、(2)、(3)について、事務局の説明~

#### (会長)

ただいまの説明について、ご質問ご意見をお願いする。

#### (会長)

サンホーム鶴間の敷地は、第一種低層住居専用地域と第一種住居地域に跨がる。容積率について も、第一種低層住居専用地域が80%、第一種住居地域が200%となる。この場合、敷地全体の 延べ面積の限度については、それぞれの容積率の指定された敷地割り合いに応じて延べ面積の限度 を算出し、それを合計したものでよいのか。

## (事務局)

そのとおりである。

#### (会長)

第一種低層住居専用地域の絶対高さは、何メートルになるのか。

### (事務局)

10メートルになる。

# (会長)

現在の建築物は、新しく用途地域が指定されることによる制限に適合していると考えてよいか。 建築物の用途、容積率、建ペい率、高さなど適合しているか。

#### (事務局)

適合しており、問題はない。

#### (会長)

ほかにご質問ご意見はないか。なければ質疑を終了する。それでは諮問案どおり答申してよいか 挙手をお願いする。

### (委員全員举手)

# (会長)

出席委員全員が賛成なので本案件については諮問案のとおり答申させていただく。なお、答申の 方法については会長に一任とさせていただきたい。

# ~議題(4)について、事務局の説明~

## (会長)

ただいまの説明について、ご質問ご意見をお願いする。

## (委員)

立地適正化計画は、都市計画法を温存したまま、その上にコンパクトシティを創るために、新しい仕組みを都市再生特別措置法という別の法律で上乗せしたものである。都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域を定めるいわゆる線引きが残ったまま、立地適正化計画で、都市機能誘導区域や居住誘導区域等の新しい線を引くというものである。この計画については、計画論を一部放棄したと批判する人もいる。地方では、市街化区域であることから、市街化を図れるにも関わらず、立地適正化計画で各区域を設定することによって、市街化を縮めるのかという話もある制度でもある。

大和市の計画は、市街化区域と居住誘導区域がほぼ同じであり、市民にとってはわかりやすくよいと思う。

ここで、四点質問をさせていただきたい。

一番目は、この計画は都市計画マスタープランと同様、財源の裏付けがなく事業化へのプロセスに基づいたタイムスケジュールをもたない宿命を持っている。また、この計画を策定しないと、新しい公共施設を造るときに新しい補助金をもらえないということもある。そういう中で、大和市として積極的な目的でこの計画を策定する理由があれば教えてほしい。

二番目は、都市機能誘導区域が、鉄道駅から半径500メートルの範囲であるという説明があった。大和駅から鶴間駅の間に市役所等の重要な公共施設が並んでいるが、このエリアは駅から500メートル以上あると思うが、このエリアは区域に入るのか。もし入れないとなると、公共施設の配置について、市が行ってきた従来の計画の方針を転換するということにもなる。

私としては、鉄道駅周辺と運行頻度の高いバス停の周辺も区域に入れてよいのではないかと考えている。そうなると市役所等の重要な施設も入ると思うが、市の考えをお聞きしたい。

三番目は、大和市でも「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定していると思う。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「立地適正化計画」は、表裏一体の計画と考えられるが、その連携はどうなるのか。

四番目は、立地適正化計画をよりよくするためには、具体的な次の一歩の施策があるのとないのでは大きく成果が違ってくる。例えば、公共施設の再編計画や、公民連携の新しい仕組みを作るなど、市として次の一歩があるのであれば、その検討状況を教えていただきたい。

#### (委員)

今の意見と関連があるので質問をさせていただきたい。都市計画法で用途地域を定めているにも関わらず、都市再生特別措置法には、居住調整地域を定めることや、都市機能誘導区域の中に特定用途誘導地区を定めることができる条文もある。この内容は、街づくりに対する自治体の覚悟を迫っているものとも私は感じている。居住調整地域や特定用途誘導地区は、今回の市の計画には設定されていない。大和市は南北にわたり、街のポテンシャルも高く公共交通も充実している。一定の都市機能誘導施設となりうる施設も既にあり、利便性もよいという認識の中で、居住調整地域や特定用途誘導地区を定めるなどのメリハリをつける必要はないというスタンスなのか確認をしたい。

## (事務局)

立地適正化計画の各区域設定は、都市計画法で定める市街化区域と市街化調整区域の線引きに対して、第二線引きとも言われている。国土交通省は、「今まで進めてきた都市計画法、建築基準法の街づくりは、規制によるものであったが、立地適正化計画には法的な拘束力はない。立地適正化計画は、誘導により少子高齢化に見合う街づくりをゆるやかに進めていくものだ。」と言っている。今までは規制により街づくりを進めてきたが、今後は、誘導による街づくりを進めるものと認識している。それでは各質問にお答えする。

一番目に、立地適正化計画を策定する積極的な目的があるかというご質問があった。市としては、 人口バランスと人口維持が重要だと考えている。人口を維持しなかった場合、例えば、人口が減少 してしまうことによって路線バスのニーズが低下し運行の継続も難しくなる。大和市は、南部から 高齢化率が高くなり、順次、中部、北部も高くなり、将来的には市全体が高齢化していく。この計 画によって、例えば若者の定住促進策を講ずるなど、市の人口バランスを保っていくことが策定の 目的と考えている。

二番目に、都市機能誘導区域の取り方と、市役所などの重要な公共施設が区域に入るのかについてご質問があった。本日お示しした資料は、あくまでも区域のイメージを示したものである。都市機能誘導区域は、商業地域、近隣商業地域、公共施設の配置状況等を含めて定めていこうと考えている。具体的な区域については、今後お示ししていく。

三番目に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「立地適正化計画」の連携について、ご質問があった。大和市も「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「人口ビジョン」を平成28年3月に策定している。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、実現のための土地利用施策は、「立地適正化計画」で定めると記述している。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」はソフト施策を、「立地適正化計画」はハード施策を定めるものになる。

四番目に、立地適正化計画をよりよくするための具体的な次の一歩の施策の検討状況についてご 質問があった。現在、公共施設の再編計画を策定する予定はないが、公共施設の現状を把握するた めの白書を策定中であり、公共施設等総合管理計画について、策定に向けて調整中である。

また、居住調整区域等の区域を定め街づくりのメリハリをつけていかなくてよいのかいうご質問があったが、そこまでは考えていない。市街化区域内に開発基準を当てはめ居住を調整するような居住調整区域は想定していない。特定用途誘導地区についても、現状、想定してはいないが今後誘導施設を考えていく中で検討していきたいと考えている。

## (委員)

了解した。ぜひ立派なものを作成してほしい。

#### (委員)

了解した。

## (委員)

事務局の説明の中で、例えば都市機能誘導区域を机上のプランでは500mとしているが、これは現場を見ていない数字である。例えば、歩きやすい楽しい道であれば、自然に半径が広がっていくのではないか。そのあたりを市はどう考えているのか。

二つの視点でものを考えないといけない。大和市は交通の便がよいというが、実際には1時間に1本しか走らないバスもあり、小田急江ノ島線もレールはあっても本数は少ない。また施設でいうと、ホールはあっても稼働率が低ければ楽しい都市にはならない。そういう部分をどう考えるのか。また、そこに交通機関や施設があるのに、時刻表にしろ、コミュニティバスなど各路線にしろ、いつ、どこを走っているかなどがわからなければ、それらがないに等しい。鉄道路線や時刻表などをしっかり広報していかないといけない。

ハードで整備した施設等の運行や利用の頻度、その施設等の広報など、どのように市は考えているのかお聞きしたい。

## (事務局)

公共交通の利便性については、具体的に本数の多い少ないもあるが、今後、人口減少が進むにつれて、より一層そういった部分では、立地適正化計画を定める意義があると考えており、人口バランスを保ちながら、人口維持をしていくことで公共交通網を維持していく。

市では総合交通施策を定めており、マイカーの利用よりも公共交通の利用を積極的に促している。 公共交通が衰退していくことがないよう、立地適正化計画においても整合を図る。

コミュニティバスに関する広報等の情報提供の仕方については、今でも広報やまとや市のホームページ等で積極的に公表している。バス路線については、コミュニティバス「やまとんGO」が運行し始めたことから、路線網等が複雑になってきた。そのため、市内のバス路線を分かりやすく表示したバスマップを作成し、例えば、市内に引っ越してきた方に、転入手続きの際に窓口で配布する等の取り組みについて考えていく。

### (会長)

コミュニティバスを1時間待つより、20分歩いて駅などに行くときに歩きやすいとか楽しいとかの道をどう整備するかという話もあった。言葉を変えると、現在の計画では少し公共交通のための立地適正化計画と聞こえてしまう。

総合的に使いやすい街づくりを考える中で、公共施設を適正に立地すれば、もっと公共交通の活用が進むだろうという観点、歩いて行きやすい街づくりというような観点も必要だと思うがどうか。 大和市は駅が多く、駅まで気持ちよく歩ければ状況が変わるという指摘だと思う。

## (事務局)

歩行空間の整備については、すでに都市計画マスタープランにおける「道路と交通」の目標や、「歩行者系ネットワーク」の項目で定めている。今後は、立地適正化計画で都市機能誘導区域が具体的に定められていくので、歩行者動線については、ポイントごとに今後検討すべき課題だと考えており、直接、立地適正化計画の中で新たに歩道を整備するなど具体的に記載するものではない。

立地適正化計画で定めた新たな都市機能を誘導する際に、街づくりの計画に基づき都市施設の整備と併せて歩道整備を計画することもできる。

もう一点、市は大和市総合交通戦略を作っているが、その中でも歩きやすい環境整備といった視点での内容も記載している。一つの計画で単独で考えるのではなく、他の計画と連携を図りながら整備を行っていく。

#### (委員)

こういう質問をすると、しっかり答えてくださるが、言い訳にも聞こえる。

例えば、今日この会場に来るまでに、道路に自転車の通行レーンの青い線が塗られていた。そこには、平仮名で「じてんしゃ」と表示されている。東京オリンピックの開催が決定した以降、ピクトグラムという絵文字が表示されているが、その方が美しい。また、文字だと子供は読めても、外国人は読めない可能性がある。ピクトグラムなら誰でも理解が可能で、美しいコミュニケーションが取れる。

バス停の前を通る自転車の通行レーンは、バスの停車位置を避けるように、言い訳がましくレーンを膨らませ、バスの停車位置に、文字で「バス」と書いているところがあった。バス停の時刻表やポストなども、美しさのあるデザイン性、快適性、機能性など総合的に考えていく必要がある。大和市は、そのような視点が欠けている。それは職員の意識改革から行っていかなくてはいけない。意見として言っておく。

#### (委員)

立地適正化計画において、子育て世帯の定住を呼び込むという視点はよいと思う。公共施設の充実も大切だが、支援も大切である。これまで行ってきた支援の事例で効果が得られたもの、得られなかったものなど参考になるものがあれば提示願いたい。

日頃、市の取り組みとして様々な支援があるのは広報で見ているが、子育て世帯から具体的にど ういう声があがっているのかが聞こえない。実際に子育て世帯からの意見があれば聞きたい。

#### (事務局)

立地適正化計画策定にあたって、直接子育て世代に意見は聞いていない。今後は、例えば、市内の北部、中部、南部の地域に出向いて市民の意見を聞く場を設け、その中で子育て世代を含めいろいるな方から積極的に意見を聞くことを考えている。

補足になるが、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で、基本目標として「結婚から出産、子育 てが楽しくなるまち」を掲げている。その中で子育て世帯の意見を聞いている。立地適正化計画の 策定を進める際にも、当然これらの意見に沿って検討していく。

## (委員)

この計画を積極的に進めてほしい。

# (会長)

次回、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を配付してほしい。

#### (事務局)

了解した。

#### (委員)

立地適正化計画の方向性の考え方ということで、2つの観点について意見を言わせていただきたい。

1番目に、これから高齢者が増える。また、子育て世帯を呼び込むわけなので、子供が増えることを望み、子育てがしやすい街を目指すことになる。その福祉的観点から、地域の考え方について、市内を11地区に分けている部分がある。その11地区にどの拠点を作っていくのかという観点を持っていただきたい。

2番目に、立地適正化計画の中で、駅の近くに大きな施設を持っていき、暮らしやすくしていく、 その中で子育て世帯を定住させていくという考えもよくわかる。

しかし、高齢者の方が駅の近くに居住し、子育て世帯は郊外の戸建て住宅に居住するという観点 もあるのではないか。

高齢になったら、マンションに移る。年齢が高くなったら、駅から遠くには住めないので、駅にいるいろなものを集約してほしいなどの意見もお聞きすることがある。

私としては、戸建て住宅の方が、子育てしやすいのではないかと考えている。例えば、周辺にある空き家などに子育て世帯に住んでいただくために補助金を出すなどの誘導施策を行うことや、高齢の方が便利に暮らせる、また、歩いて生活できるくらしの視点を持っていただきたい。

また、現在のコミュニティバスは、運行していない空白地域があるので、そこも埋めてほしい。

## (事務局)

11地区は、福祉の計画の中での日常生活圏域の話だと思うが、この都市機能誘導区域と対照的なもので、「日常生活圏域内にあるべき施設」の中で検討していこうと考えている。資料2の2ページ「6.誘導施設」の中に「居住地周辺の日常生活圏内に適度に分散していることが望ましい機能(分散型)」と書かれているが、例えば、医療施設、スーパーなど日常生活圏域に分散させた方が望ましい施設もあり施設の性格分けをしたうえで、誘導施設について検討していく。

子育て世帯の定住など、具体的な施策については今後検討していく。その中で例えば、駅近のマンションに高齢者が住んだ方がよいという意見があったが、そういう視点も含めて施策を検討していく。例えば、中央林間駅周辺の整備を進めて行く中で東急電鉄と話す機会もあるが、東急電鉄では、郊外にいる高齢者は駅近のマンションに引っ越しをしていただき、子育て世代は広い庭がある郊外の方が子育てしやすいという考えを持ち、若者や高齢者が住み替えられるような取り組みを実施している。これは、実効性の難しさもあると思われる。今後、どこまで具体的な施策について計画に反映していけるのか検討する。

# (委員)

昔に整備されたところでは高齢者ばかりが住んでいるところもある。高齢者が亡くなって、空き 家になっているところも増えている。年齢構成バランスはとても重要だと思う。

駅の近くに高齢者に住んでもらうのも大切だという意見も出ていたが、高齢者はそこに昔から住んできており、住替えを行うのは難しい。

高齢者が増えている地域や空き家があるところに、国土交通省の施策で空き家に若い人が住んでもらう。また、高齢者ばかりのところに若い人に住んでもらう施策も必要ではないか。

高齢者は、病院や買い物に出かけることが多いと思う。病院は送迎バスがあるところもあるが、 買い物のための送迎はない。

バスサービスを高めることも必要だと思うが、なかなか1時間に1本だと利用されない。小規模なスーパーなどを分散して配置することも重要であり、分散型の都市機能を増やしていく視点は必要である。高齢化問題は今後、ますます課題となるので留意してほしい。

## (委員)

立地適正化計画は財源がなく、スケジュールもないという話があった。もともと都市再生特別措置法からできたのでそうなのだと思う。ただし、計画というからには、市の中で考えている期間があるのではないか。それがどのくらいなのか。また、財源がないとなれば、例えば、補助金を確保するなどの対策を取っていくなど、検討しているのか。

話は変わるが、コミュニティバスはよく目にするので、頻繁に走っていると思う。ただし、ひと

つの系統で考えると、1時間に1本しか走っていないことがある。高齢者のことを考えると、1時間に1本だと不便で使いづらいと思うが、市の方針としてコミュニティバスに対しては赤字でも事業をすすめていくなど、積極的な取り組みがあるのか聞きたい。

## (事務局)

立地適正化計画の目標期間は、概ね20年後を目標として定める。その中で例えば5年ごとなど、 進捗状況を確認するように考えている。具体的な取り組みについては、立地適正化計画のような大きな計画を定めることによって、市の実施計画に反映し、取り組んでいくことになる。 財源についても、実施計画で担保されていく。 そのような流れで事務を進めていきたいと考えている。

コミュニティバスの便数については、大和市は、赤字だから事業を止めるといったような評価はしていない。ただし、もちろん費用対効果の分析は行っている。例えば、コミュニティバスが運行され、高齢者が外出することによって、健康寿命が延びるとか、医療費が削減されることが期待される。そのようなことを念頭に置いて、公共交通の利用促進を積極的に進めていこうと考えている。赤字だから、コミュニティバスを廃止するという考えはない。

#### (委員)

実施計画を作成しなければ、大きな計画なので目標を決めただけになってしまう。誘導なので、それができても事業者や市民に義務を課したり、権利制限を行ったりすることはまったくない。みんなでやろうよという目標を決めただけである。ぜひ、今後中間報告のなかで、実施計画の一つや二つこれは行なうというものが出てくることを期待する。よろしくお願いしたい。

## (委員)

日頃は、不動産の業務を行っている。毎日のように市内に入って来る人、出て行く人と接している。不動産の事業としては、大和市以外にも相模原市、座間市、綾瀬市など近隣地域も扱っている。その中で、大和市はいろいろな面でがんばっていると感じている。鉄道人口カバー率が東京23区に次いでかなりよいと聞いている。駅近率がものすごく高い。営業もしやすい。コミュニティバスの運行、ごみの個別回収化、自転車道が整備されているなど、近隣市から比べても良い印象を持っている。

大和市は、基本的に平坦で大きな河川の氾濫もなく、土砂災害などもあまりないなど立地の有利さも含め、もっと市を宣伝してほしい。確かにホームページには書かれていると思うが、大和市はとても住みやすいというものを打ち出していくとよい。それが人口流入にもつながると思う。この計画の目的が、子育て世帯の呼び込みや人口流入ということが前提であるならば、よいところをもっと積極的に宣伝していくことにより、結果的に市の活性化になると思う。ぜひ、よろしくお願いしたい。

## (事務局)

補足説明であるが、国土交通省と話をしている中で、既にコンパクトシティができている大和市のような都市において、立地適正化計画を策定することは都市部におけるモデルケースになると言われている。この立地適正化計画が、シティセールスのひとつになればと考えている。

#### (会長)

都市型の立地適正化計画のモデルとなれば、ますます実施計画が重要である。

この計画は、国土交通省から都市再生ということで示されているため、ハード整備のイメージが強い。しかし、みなさんの意見をお聞きすると、市民が住みやすく、分かりやすく、便利になるなど、市民の生活が根幹にあるのだと思う。高齢化が進むと、バス停まで駅からも歩かなければいけないので、何より歩きやすさは大切である。施設配置は一つの目標だが、それに合わせた周辺の街づくりをどうするのかも大事であるという意見があった。分かりやすさという面では、大和市は外国人がとても多いので、ピクトグラムによる表示も大切である。私は、最近路上駐車が増えていると感じているが、路面に案内が書いてあっても自動車が駐車してしまうと見えない。自動車から少し高く、人から見える位置に表示することも重要ではないか。専門家のアドバイスを受けながら、わかりやすい都市づくりという面でも先進市となってほしい。

立地適正化計画は、20年先を目指すということだが、どのように人口バランスをとるのか。市域全体でとるのか、市内を三つぐらいに分けた地域の中でとるのか、11地区でとるのかがわからない。居住誘導についても、施設を適正に分散させるという考えの中で、病院は入れるのか。入れ

るとしたらどういう病院なのか。都市機能ではない生活機能の拠点整備をどう考えるのかも重要ではないか。都市計画マスタープランの考え方が、資料2の3ページ下段に記載されている。つきみ野駅、相模大塚駅周辺は生活の拠点であるという位置付けの一方で、一定の拠点整備を駅周辺で整備するとあり、資料2の4ページを見ても居住誘導区域がどうなるかわからない。

私は、つきみ野に住んでいる。つきみ野駅前には、以前はスーパーがあった。現在は、新しいスーパーが駅から離れている場所にできている。ほとんどの方が、そこには自動車で買い物に行っている。そのような状況は、恐らく立地適正化計画で考えている方向性とは違っているのであろう。やはり、もう一度駅周辺地区にどう歩いて行けるか、又は駅に行くついでに用事を済ませることができるという観点で、居住誘導区域の中での利便性を考えていただきたい。まさにそこにメリハリをつけることが、駅周辺に意味を持たせることになるのではないだろうか。その場合、計画の中には、きちっとした区域の名前や拠点の名前はつけられないかもしれないが都市計画マスタープランで考えてきた方向も含めて、居住者の生活の利便を考えて検討してほしい。

人口バランスのとり方しだいで施設配置も変わってしまう。全ての地域に、高齢者や子育て世代もいる社会が本当に望ましいのかは、施設配置から考えると、結局、高齢者に必要な施設と子育て世帯に必要な施設を市内全域に分散配置をするというのと同じ考えになる。大和市のような小さな街の中で人口バランスを、どのような考え方から設定していくのか。もし本当に在宅・在地型で、高齢者を隣の若者が支援するというソフト的なシステムを創るとしたら隣に若者がいないと、その総合支援が社会のシステムとしてできない。それとは別に、施設型の支援が前提ならば、隣に若者がいることもない。ただし空き家活用その他で若者が住むのは、にぎやかさを生み出すという事としては大事である。高齢者も若者もミックスした社会というのを目標とする時代ではないとも感じる。いずれにしても、人口バランスをどのスケールで考えるのかは大変に重要なことで、高齢者の買い物に関する利便性や、子育て世帯の生活の仕方を含めたバランスがとても大切である。今日、基本的な考え方についていろいろ意見が出された。今日の意見を踏まえて、熟度の高いモデルケースとなる計画を策定してほしい。

## (会長)

続いて、本日の次第第5の報告事項に入る。「大和都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等に関する都市計画(第7回線引き見直し)」について、事務局から報告をお願いする。

### ~事務局の説明~

## (委員)

前回の審議会で、法定縦覧についてインターネットを活用して閲覧できないかという意見が出ていたが、その後、県との協議は進んでいるのか。

## (事務局)

法定縦覧のインターネットの活用による公開については、今回の区域区分の変更については、県決定ということで県のやり方に従っているため公開していない。市決定の内容については、これまで、図面等の公開まで至ってはいないが、ホームページで公開している。インターネットで公開する場合、データ容量に限界がある。図面等は、かなりデータ容量の重さがあることから、都市計画決定図書をそのままスキャニングして公開するのは難しい。市決定については、次回以降、図面等については参考図を掲載する程度になると思うが、法定縦覧の内容を公開していきたいと考えている。

## (委員)

よろしくお願いしたい。合わせて、要望として意見フォームという形で意見を聞けるようにして いただけたらと考える。

## (会長)

今後のスケジュールを見ると、区域区分の変更については、平成28年8月30日に県都市計画 審議会に諮問される。それに合わせて、用途地域その他の変更を市で手続きを進め、都市計画決定 を行っていくということでよいのか。

### (事務局)

参考資料としてお配りした都市計画決定権者一覧にあるように、区域区分については、都市計画 決定について県が行なうので、県都市計画審議会に諮問される。今回の市街化区域編入にあたり、 用途地域、防火地域及び準防火地域、下水道について定めなくてはならないが、この内容は市が決 定するため、今回市の都市計画審議会に諮問させていただいた。県が決定する区域区分の変更と、 市が決定する用途地域、防火地域及び準防火地域、下水道の変更は、手続きの日程は若干異なるも のの、最終的な決定告示は、同日付けで行なう。

なお、今回の区域区分の変更の内容については、昨年度の市の都市計画審議会に諮問している。 これは必ずしも諮問しなければならないというものではないが、区域区分の変更に際し、原案は市 が作成し、県に提出するため、諮問という形式をとらせていただいた。そのため、本日行った諮問 とは、意味合いが違う。

# (会長)

了解した。他に意見はあるか。

## (各委員)

意見なし。

~傍聴人退出~

## (会長)

「その他」として事務局から何かあるか。

~事務局の説明(次回の都市計画審議会の開催日程の報告)~

# (会長)

了解した。本日の予定は以上となる。以上で本日の審議は終了とする。

~以上~